

## 前橋市耐震診断義務付け対象建築物耐震補強等事業費補助金交付要綱

(趣旨及び目的)

第1条 この要綱は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）に基づき耐震診断の結果の報告が義務付けられた建築物の所有者に対して、耐震診断、耐震化計画策定、耐震改修又は除却に要する費用の一部を補助することについて、前橋市補助金等交付規則（平成10年前橋市規則34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において「耐震診断」とは、法第2条第1項に規定するもので、法第4条第1項に基づく建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年1月25日国土交通省告示第184号。以下「基本方針」という。）（別添）建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）第1建築物の耐震診断の指針に基づく耐震診断をいう。
- 2 この要綱において「耐震補強設計」とは、耐震診断の結果、地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性があると判定された建築物について、技術指針事項第1建築物の耐震診断の指針に適合する補強計画に基づき耐震改修を実施するために必要な図面及び仕様書等（以下「耐震補強設計図書」という。）を作成することをいう。
- 3 この要綱において「除却設計」とは、耐震診断の結果、地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性があると判定された建築物について、除却を実施するために必要な図面及び仕様書等を作成することをいう。
- 4 この要綱において「耐震化計画策定」とは、耐震補強設計又は除却設計をいう。
- 5 この要綱において「耐震改修」とは、法第2条第2項に規定するもので、耐震補強設計図書に基づき、技術指針事項第2に適合する方法によって行うものをいう。
- 6 この要綱において「第三者判定機関」とは、前橋市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成25年11月25日規則第67号。）第2条に規定するものをいう。
- 7 この要綱において「通行障害既存耐震不適格建築物」とは、法第7条第2号及び同項第3号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）をいう。
- 8 この要綱において「耐震診断義務付け対象建築物」とは、通行障害既存耐震不適格建築物をいう。
- 9 この要綱において「住宅」とは、一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅をいい、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗の用に供する部分の床面積が延床面積の2分の1未満のもの）を含む。
- 10 この要綱において「マンション」とは、共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延床面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のものをいう。
- 11 この要綱において、「非住宅建築物」とは、第9項に掲げる住宅以外の建築物をいう。
- 12 この要綱において「補助申請者」とは、補助金の交付を受けて耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断、耐震化計画策定、耐震改修及び除却を実施する当該建築物の所有者をいう。
- 13 この要綱において「耐震診断資格者」とは、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）第5条第1項第1号または第2号に規定する者をいう。
- 14 この要綱において「暴力団等」とは、次の各号に掲げるものをいう。
- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 暴力団員によりその事業活動に実質的に支配されている者
  - (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
  - (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
  - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者

- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

(補助金の交付の対象となる事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号の要件に該当する耐震診断義務付け対象建築物（法附則第3条第1項第3号に該当する建築物を除く。）の所有者が実施する耐震診断、耐震化計画策定、耐震改修及び除却とする。

- (1) 補助申請者が、国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人又はこれらの団体が設立し、若しくは出資等を行っている法人ではないこと。
- (2) 補助申請者（法人の場合にはその役員及び構成員等を含む。）が暴力団等に該当しない者であること。
- (3) 補助金の交付の対象となる建築物は、耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものであること。（補助事業が耐震診断の場合を除く。）
- (4) 補助事業が耐震診断の場合、耐震診断の結果について、第三者判定機関による判定を受けること。ただし、耐震診断の方法が、一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」又は「精密診断法1」（以下、「一般診断法等」という。）による場合は、第三者判定機関による判定を要しない。
- (5) 補助事業が耐震補強設計の場合、耐震補強設計の結果が、第三者判定機関による判定において、地震に対して安全な構造となる補強計画であると判定されること。ただし、耐震診断の方法が、一般診断法等によるもので、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第5条第1項第1号又は第2号に掲げる者による判定において、地震に対して安全な構造となる補強計画であると判定される場合は、第三者判定機関による判定を要しない。
- (6) 補助事業が耐震改修の場合、耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となること。
- (7) 補助事業が耐震診断又は耐震補強設計の場合、同一棟の耐震診断義務付け対象建築物が、この要綱による補助金の交付を受けていないこと。
- (8) 補助事業が耐震改修又は除却の場合、この要綱による耐震改修又は除却費用に係る補助金の交付を受けている場合は、同一棟の耐震診断義務付け対象建築物において、既交付額と申請額の合計が、この要綱による補助上限額を超えないこと。
- (9) 令和8年3月31日までに耐震診断に着手したものであること。

2 補助金の交付の対象となる費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 耐震診断に要する費用（通行障害既存耐震不適格建築物の場合に限る。）
- (2) 耐震化計画策定に要する費用
- (3) 耐震改修又は除却に要する費用

(耐震診断に要する費用に対する補助金の額)

第4条 前条第2項第1号に掲げる費用は、次に定める費用を限度とする。ただし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。また、第三者判定機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は1,570,000円を限度として加算することができる。

- (1) 床面積1,000㎡以内の部分は3,670円/㎡以内
- (2) 床面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,570円/㎡以内
- (3) 床面積2,000㎡を超える部分は1,050円/㎡以内

(耐震化計画策定に要する費用に対する補助金の額)

第5条 第3条第2項第2号に掲げる費用は、次に定める費用を限度とする。また、第三者判定機関の判定等の通常の耐震補強設計に要する費用以外の費用を要する場合は1,570,000円を限度として加算することができる。

- (1) 床面積1,000㎡以内の部分は3,670円/㎡以内
- (2) 床面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,570円/㎡以内

- (3) 床面積2,000㎡を超える部分は1,050円/㎡以内
- 2 補助金の額は、耐震化計画策定に要する費用の5/6とし、千円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。

(耐震改修又は除却に要する費用に対する補助金の額)

第6条 第3条第2項第3号に掲げる費用は、次に定める額を限度とする。

- (1) 住宅（マンションを除く。）の場合は39,900円/㎡以内
- (2) マンションの場合は51,700円/㎡以内（I s値が0.3未満の場合は56,900円/㎡以内）
- (3) 非住宅建築物の場合は57,000円/㎡以内（I s値が0.3未満の場合は62,700円/㎡以内）
- 2 補助金の額は、耐震改修又は除却に要する費用の11/15とし、千円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助申請者は、耐震診断に係る補助金の交付申請をしようとする場合は、実施前までに交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震診断事業計画書（様式第2号）
- (2) 付近見取り図、配置図、平面図（建築物の位置及び面積を表示したもの）及び断面図（階数が分かるもの）
- (3) 建築物の外観写真（対象建築物が分かるもの）
- (4) 補助事業に要する費用の見積書の写し（申請額の積算内訳が分かるもの）
- (5) 建築物の登記事項証明書その他の建築物の所有者及び建築時期が確認できる書類
- (6) 補助申請者以外に所有者がいる（区分所有又は共有の建築物）場合においては、耐震診断等の実施について当該所有者の合意があることを証する書類
- (7) 耐震診断を実施する者が耐震診断資格者であることが判断できる書類
- (8) その他参考となる書類
- 2 補助申請者は、耐震化計画策定に係る補助金の交付申請をしようとする場合は、実施前までに交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
- (1) 耐震化計画策定事業計画書（様式第3号）
- (2) 前橋市が耐震診断義務付け対象建築物であることを確認した書類の写し
- (3) 耐震診断書の写し（第三者判定機関が交付した判定又は評価等の結果の通知書の写し及び判定結果概要が分かる書類（一般診断法等による場合は耐震診断書の写し及び添付図書等））
- (4) 耐震化計画策定に要する費用の見積書の写し（申請額の積算内訳が分かるもの）
- (5) 申請者以外に所有者がいる（区分所有又は共有の建築物）場合は、耐震化計画の策定の実施について所有者間で承認されていることが確認できる書類
- (6) 建築物の登記事項証明書その他の建築物の所有者の住所、氏名等を証明できる書類
- (7) 付近見取り図（案内図）、現況の配置図、平面図（建築物の位置及び面積を表示したもの）及び断面図（階数が分かるもの）
- (8) 建築物の外観写真（対象建築物が分かるもの）
- (9) その他参考となる書類
- 3 補助申請者は、耐震改修又は除却に係る補助金の交付申請をしようとする場合は、実施前までに交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
- (1) 耐震化事業計画書（様式第4号）
- (2) 前橋市が耐震診断義務付け対象建築物であることを確認した書類の写し
- (3) 耐震診断書の写し（第三者判定機関が交付した判定又は評価等の結果の通知書の写し及び判定結果概要が分かる書類（一般診断法等による場合は耐震診断書の写し及び添付図書等））
- (4) 耐震改修の場合は、耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となることが確認できる書類及び添付

図書（第三者判定機関が交付した判定又は評価等の結果の通知書の写し及び添付図書等（補強設計の判定が一般診断法等による場合は耐震診断書の写し及び耐震補強設計図書等））

- (5) 除却の場合は、除却内容が分かる図面及び仕様書等
- (6) 耐震改修又は除却に係る工事工程計画表（工事期間が分かるもの）
- (7) 耐震改修又は除却に要する費用の見積書の写し（申請額の積算内訳が分かるもの）
- (8) 申請者以外に所有者がいる（区分所有又は共有の建築物）場合は、耐震改修又は除却の実施について所有者間で承認されていることが確認できる書類
- (9) 建築物の登記事項証明書その他の建築物の所有者の住所、氏名等を証明できる書類
- (10) 付近見取り図（案内図）
- (11) 建築物の外観写真（対象建築物が分かるもの）
- (12) その他参考となる書類

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の規定により交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは予算の範囲内で交付の決定を行い、交付決定通知書（様式第5号）により補助申請者に通知するものとする。

（交付条件）

第9条 補助申請者は、前橋市補助金等交付規則（平成10年前橋市規則第34号）、この要綱及び補助金交付決定通知書に記載の交付条件を遵守し、事業を行わなければならない。

- 2 補助申請者は、耐震診断の結果、耐震補強工事が必要と診断された建築物については、速やかに建築物の耐震化計画の検討を行うこととする。
- 3 耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断に係る完了の実績報告を受けたときは、耐震改修促進法第9条による結果の公表と同様に、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第22条に準じ、当該報告の内容を公表するものとする。

（補助金の変更交付申請）

第10条 補助申請者は、第8条の交付決定を受けた補助事業について、内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更承認申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは予算の範囲内で交付の決定を行い、変更承認通知書（様式第7号）により補助申請者に通知するものとする。

（事業の取り下げ）

第11条 補助申請者は、第7条及び前条による申請後に事業を中止しようとする場合は、あらかじめ事業中止申請書（様式第8号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは、事業中止承認通知書（様式第9号）により補助申請者に通知するものとする。

（事業が期日までに完了しない場合等の報告）

第12条 補助申請者は、事業が予定の期日までに完了しない場合、又は事業の遂行が困難になった場合には、未完了報告書（様式第10号）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

（完了実績報告）

第13条 補助申請者は、規則第9条の規定により補助事業の実績報告をする場合には、当該事業の完了の日から起算して1箇月を経過した日又は補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、完了実績報告書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

2 補助申請者は、耐震診断に係る補助事業の実績報告をする場合には、前項の完了実績報告書に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震診断報告書の写し
- (2) 第三者判定機関による評価の写し
- (3) 補助事業に係る契約書等の写し
- (4) 補助事業に係る領収書等の写し。ただし、支払いが終了していない場合は、請求書の写しを提出し、支払い後に速やかに領収書を提出するものとする。
- (5) その他参考となる書類

3 補助申請者は、耐震化計画策定に係る補助事業の実績報告をする場合には、第1項の完了実績報告書に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震補強設計の場合は、耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となることが確認できる書類及び添付図書（第三者判定機関が交付した判定又は評価等の結果の通知書の写し及び添付図書等（補強計画の判定が一般診断法等による場合は耐震診断書の写し及び耐震補強設計図書等））
- (2) 除却設計の場合は、除却内容が分かる図面及び仕様書等
- (3) 補助金交付決定通知書又は補助金交付変更決定通知書の写し
- (4) 補助事業に係る契約書の写し
- (5) 補助事業に係る領収書の写し。ただし、支払いが終了していない場合は、請求書の写しを提出し、支払い後に速やかに領収書を提出するものとする。
- (6) その他参考となる書類

4 補助申請者は、耐震改修又は除却に係る補助事業の実績報告をする場合には、第1項の完了実績報告書に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象の耐震改修工事又は除却が適切に実施されることが確認できる写真で次に掲げるもの  
イ 補助対象建築物の、耐震改修前又は除却の前後が分かる外観全景及びファサードが分かる写真  
ロ 耐震改修工事の場合は、耐震改修工事の実施箇所及び実施事実が確認できる補強箇所等の施工前、施工中及び施工後の写真  
ハ 除却の場合は、除却前及び除却後の敷地の状況が分かる写真
- (2) 補助金交付決定通知書又は補助金交付変更決定通知書の写し
- (3) 補助事業に係る契約書の写し
- (4) 補助事業に係る領収書の写し。ただし、支払いが終了していない場合は、請求書の写しを提出し、支払い後に速やかに領収書を提出するものとする。
- (5) その他参考となる書類

#### (額の確定)

第14条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合には、報告書等の審査及び必要に応じて現地調査を行い、報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認められる場合は、補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第12号）により補助申請者に通知するものとする。

#### (補助金の請求)

第15条 補助申請者は、前条の規定による補助金額確定通知書を受けた場合は、次の書類により請求するものとする。

- (1) 補助金交付請求書（様式第13号）

2 補助申請者は、補助金の受領を代理者に委任する場合は、前項の書類に加え、次の書類を提出するものとする。

- (1) 代理受領に係る委任状（様式第14号）
- (2) 代理受領に係る同意書（様式第15号）

(補助金の支払い)

第16条 市長は、前条の規定による請求を受けた場合は、補助金を支払うものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第17条 市長は、補助申請者が次の各号の一に該当する場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令、条例、規則若しくはこれに基づく処分に違反したとき。
- (4) 補助金の交付決定前に事業に着手したとき。
- (5) 補助事業を予定の期間内に完了しなかったとき、又は完了することが不可能若しくは著しく困難であると市長が認めたとき。
- (6) 補助申請者の役員等主要な構成員に暴力団等に該当する者が含まれていることが確認されたとき。

(補助金の返還)

第18条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されている場合は、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(書類の保管)

第19条 補助申請者は、補助事業に係る収入および支出を明らかにした書類、帳簿等を備え付け、補助金の使途を明らかにするとともに、当該補助金の交付決定を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(指導監督)

第20条 市長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するために必要があるときは、補助申請者に対して報告させ、又は職員を派遣して帳簿類等について必要な調査をさせることができる。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年9月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年5月30日から施行する。  
なお、この要綱施行の際、現に交付決定がなされている事業については、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月4日から施行する。  
なお、この要綱施行の際、現に交付決定がなされている事業については、従前の例による。